



鳥取県公報

令和7年10月21日（火）
第9735号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（613）（税務課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 2
	森林法による開発行為の変更許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
	森林法による開発行為の変更許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第613号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

令和7年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
永瀬石油株式会社 代表取締役 曾我部 一仁	米子市尾高町47	令和7年9月30日

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地	指定の期間
鳥取県立東郷湖羽合臨海 公園（はわい長瀬地区及 び宇野地区）	中一&スマイルカンパニー株式会社 代表取締役 都築 法明 八頭郡若桜町大字巻米635-13	令和7年11月1日から 令和27年3月31日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開 発 行 為 の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	米子市蚊 屋 235－2	西伯郡伯耆町谷川地内	岩石の採取および土質改良プラント、改良土盛土	25.9379ヘクタール	21.8595ヘクタール	11.8753ヘクタール	令和元年11月5日から令和27年11月30日まで	令和7年10月14日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月21日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡 香 緒 利

開発者の氏	開発者	開発行為	開発行為の	変更後の内容	開発行為
-------	-----	------	-------	--------	------

名又は名称 及び代表者 の氏名	の住所 又は主 たる事 務所の 所在地	を行う土 地の所在 地	目的	土地の面積			開 発 行 為 の工期	の変更の 許可年月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
株式会社 A O 代表取締役 赤松 敬四 郎 代表取締役 大柄 司	日野郡 日南町 矢 戸 1206－ 5	日野郡日 南町下石 見字原田 1991 外 45 筆	建設発生土 の受入地の 造成	24.0621 へ クタール	16.4322 へ クタール	3.1956 へ クタール	令和 7 年 3 月 12 日 から 令和 17 年 3 月 11 日まで	令和 7 年 10 月 7 日